

邑楽町農業後継者育成条例

昭和48年 3月29日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、農業後継者の各種育成措置を講じて近代的経営感覚と情熱及び実践力をもつすぐれた農業後継者を育成することにより、本町の近代的農業を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 農業後継者とは独立経営を志向する農家の後継者であつて、自家農業経営に従事し将来も近代的農業を営む意志と能力を有する、おおむね15歳から30歳までの男女をいう。

(契約農業の推進)

第3条 町は、農業後継者を育成するため、親子契約農業を推進するものとし、その推進機関として親子契約推進委員会を設ける。

2 前項の委員会の構成及び運営その他については、町長が別に定める。

(配偶者の斡旋仲介)

第4条 町は、農業後継者を育成確保するため、配偶者の斡旋仲介を行うものとしその斡旋機関として必要に応じ結婚相談所を設けることができる。

(育成資金の融資)

第5条 町は、農業後継者を育成するため、予算の範囲内で育成資金の融資を行う。

2 育成資金の融資について必要な事項は、町長が別に定める。

(育成助成)

第6条 農業後継者が県及び町の計画する青少年育成事業又は研修会及び農業後継者養成機関に出席入学若しくは入所した時は、予算の範囲内でその経費の一部を助成することができる。

(施設の供与)

第7条 町は、農業後継者育成のため研修会等を開催するときは、町の施設を無償で利用させることができる。

(自主的団体の助成措置)

第8条 農業後継者の組織する団体については、その自主的活動を期待するとともに予算の範囲内において経費の一部を助成することができる。

(制度資金の融資)

第9条 町は、農業後継者を育成するため、農業協同組合等の協力を得て農業改良資金等制度金融の融資について優先的に便宜を図るものとする。

第10条 この条例施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。